

宮崎県水源地域保全条例施行規則をここに公布する。

平成26年4月17日

宮崎県規則第30号

宮崎県水源地域保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県水源地域保全条例（平成26年宮崎県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出の対象となる水源地域内の土地)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める土地は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野、保安林、田又は畑であるものとする。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地に該当するものを除く。

(使用及び収益を目的とする権利)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定の案の告示)

第4条 条例第9条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 水源地域の指定の案
- (2) 水源地域の指定の案の縦覧の期間及び場所
- (3) 条例第9条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。次条及び第6条第1項において同じ。）の規定による意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(水源地域の指定等に係る意見書の提出)

第5条 条例第9条第4項の規定による意見書の提出は、所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付した水源地域の指定（変更又は解除）に係る意見書（別記様式第1号）を提出して行うものとする。

(水源地域の指定に係る意見の聴取)

第6条 知事は、条例第9条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下この条において「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の10日前までに、同条第4項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

2 意見の聴取は、知事が指定する職員が行うものとする。

(届出を要する土地売買等の契約)

第7条 条例第10条第1項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 贈与契約
- (2) 売買契約
- (3) 交換契約
- (4) 地上権に関する契約
- (5) 地役権に関する契約
- (6) 使用貸借に関する契約
- (7) 賃貸借に関する契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の届出書(別記様式第2号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第10条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約の種類
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

4 条例第10条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合
 - ア 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第9条第2号に掲げる森林整備法人
 - イ 独立行政法人森林総合研究所
 - ウ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人
- (2) 条例第10条第1項第4号に規定する土地の利用目的が次に掲げるものである場合
 - ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(以下「電気事業者」という。)が行う同項第9号に規定する電気事業(以下「電気事業」という。)に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備(これらに類する設備を含む。)の設置又は電気事業者が行う電気事業に関する設備の管理
 - イ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が行う同項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)に関する設備のうち架空線、電柱又はその附帯設備(これらに類する設備を含む。)の設置又は認定電気通信事業者が行う認定電気通信事業に関する設備の管理
 - ウ 非常災害に際し必要な応急措置の実施

5 条例第10条第3項の規定による変更の届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書(別記様式第3号)を提出して行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第12条第3項の証明書は、身分証明書(別記様式第4号)によるものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第15条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、宮崎県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第10条までの規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

水源地域の指定（変更又は解除）に係る意見書

年 月 日

宮崎県知事 殿

意見提出者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
(電話番号)

宮崎県水源地域保全条例第9条第4項の規定により、次のとおり提出します。

1 意見に関する事項

意見の概要	
指定（変更又は解除）の案について利害関係を有する旨を説明する事項	<input type="checkbox"/> 土地所有者等 () <input type="checkbox"/> 利害関係人 ()
<input type="checkbox"/> 指定（変更又は解除）の案に異議があり、意見の聴取を求めます。	

2 意見の陳述に関する事項

意見を陳述しようとする者	住 所	
	氏 名	

3 添付書類

所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面

注1 該当する□にレ点を記入すること。

2 指定（変更又は解除）の案に異議があり、意見の聴取を求める場合は、2の意見の陳述に関する事項に必要事項を記入すること。

3 () 内には、その内容を具体的に記載すること。

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所
氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の 印
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
(電話番号)

宮崎県水源地域保全条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者

当事者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	住所(法人にあっては、主たる 事務所の所在地)
所有権等の移転又は 設定をしようとする者		(電話番号)
所有権等の移転又は 設定を受けようとする者		(電話番号)

2 契約に係る土地の所在等

(1) 土地に関する事項

所在	面積 (m ²)	地目	現況
	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 m ²		
	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 m ²		
	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 m ²		
土地の利用目的			

(2) 契約に係る事項

契約を締結しようとする年月日	年 月 日		
契約の種類	<input type="checkbox"/> 権利の移転 (<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 権利の設定		
契約に係る権利の種別及び内容	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権		
	期間の定めがある 場合は、その内容	年 月 日から 年 月 日まで	

3 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し

注1 該当する□にレ点を記入すること。

2 「所在」の欄は、契約に係る土地について、市町村名から記載すること。
全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が複数あるため記載できない場合は、「外○筆（別紙記載）」とし、別紙に記載の上、添付すること。

3 「面積」の欄は、原則として実測面積を記載すること。
実測面積が不明な場合は、登記簿に記載された面積を記載すること。

様式第3号（第8条関係）

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
(電話番号)

宮崎県水源地域保全条例第10条第1項の規定により届け出た事項に変更があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更する事項		
変更の内容	変更前	変更後

様式第4号（第9条関係）

（表）

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div>	<p>身 分 証 明 書</p> <p>所属・職名 氏名 有効期限</p>	<p>第 年 月 日</p>	<p>号 日</p>
<p>上記の者は、宮崎県水源地域保全条例第12条第2項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。</p>			
<p>宮崎県知事</p>			<p>印</p>

← 8.5センチメートル →

↑ 5.5センチメートル ↓

（裏）

宮崎県水源地域保全条例（抜粋）

（報告の徴収、立入調査等）

第12条 〔略〕

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第10条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水源^{かん}涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第14条 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者